

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成22年6月11日(金) 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後2時18分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 山下 政樹  
副委員長 白壁 賢一  
委員 中村 正則 内田 健 保延 実 望月 勝  
木村 富貴子 仁ノ平 尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

福祉保健部長 古屋 博敏 福祉保健部次長 三枝 幹男  
福祉保健部次長 河野 義彦 福祉保健部技監 水谷 均  
福祉保健総務課長 篠原 道雄 監査指導室長 遠藤 晋 長寿社会課長 桐原 篤  
国保援護課長 中澤 卓夫 児童家庭課長 横森 梨枝子 障害福祉課長 鈴木 治喜  
医務課長 吉原 美幸 衛生薬務課長 山本 裕位 健康増進課長 荒木 裕人

教育委員長 須田 清 教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀  
次長 八木 正敏 総務課長 広瀬 正三 福利給与課長 古屋 成和  
学校施設課長 望月 和俊 義務教育課長 堀之内 睦男 高校教育課長 奥田 正直  
新しい学校づくり推進室長 秋山 孝 社会教育課長 上笹 純夫  
新図書館建設室長 篠原 昭彦 スポーツ健康課長 相原 繁博  
学術文化財課長 一瀬 文昭

議題 第64号 山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例及び山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例中改正の件  
第67号 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件  
第68号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの  
承第3号 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例中改正の件  
承第5号 地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画の認可の件  
請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて  
請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて  
請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて  
請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の3  
請願第21-13号 教育格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

- 審査の概要 午前10時4分から午前11時49分まで福祉保健部関係の審査を行い、休憩をはさみ午後1時05分から午後2時18分まで教育委員会関係の審査を行った。
- 主な質疑等 福祉保健部関係
- ※第64号 山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例及び山梨県後期高齢者医療財政安定化基金条例中改正の件
- 質疑 なし
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。
- ※第68号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの
- 質疑
- (安心こども基金事業費について)
- 仁ノ平委員 福の3の上段にマル新とありますが、その事業についてお伺いいたします。県内でも子ども手当の受給が今、ピークで進んでいるとのことですが、親と一緒に暮らせない子供はどうなるのかなと思っていたところ、このご提案でちょっとほっとしているんですが、そこで伺わせてください。施設入所などによって親と生計を一にしていない子供たちは県内にどれぐらいいるんでしょう。
- 横森児童家庭課長 お尋ねの件でございますが、県内では370人ほどいるということで予算立てをさせていただいております。
- 仁ノ平委員 その370人の子供にも子ども手当相当分が支給されるということではっております。ちょっと心配なのですが、施設入所の子供たちということで、施設の改修などにこのお金が使われてしまうことはないんでしょうか。
- 横森児童家庭課長 施設ではなくて、あくまでも子ども手当と同じでございますので、子供のために使っていただくということで、1人1カ月1万3,000円という特別支援を行うということでございます。
- 仁ノ平委員 ということは、この使い道なんですけれども、4月にさかのぼって、今年4月から来年3月までの分として、子供1人に15万6,000円が行くかと思うんですけれども、食べたり、飲んだり、服を買ったり、スイミングに行ったり、塾に行ったり、そういうことに使っているんですか。
- 横森児童家庭課長 はい。委員のおっしゃるとおりで、物品等の購入、それから、対象児童の趣味とか、会食、旅行等の活動に要する経費ということで、ただし、金銭給付は除くということになっております。

仁ノ平委員 貯金はいいんでしょうか。

横森児童家庭課長 申しわけございません。子ども手当の安心こども基金から出ている補助金ということですので、新聞紙上等でも、貯蓄に回すお母さん方が大分多いと報道されておりますけれども、残念ながら、これにつきましては、通常の子ども手当のように、貯金するというときには使えないことになっております。

仁ノ平委員 何らかの理由があって施設で暮らす、あるいは里親さんのもとで暮らす、そういう子供たちは、中学なり高校を出たら、自立しなければいけないわけですよ。その時点で早急にアパートを借りる子どもも多いだろうし、里親さんのもとにいる子供にもこれが支給されると思うんですが、里親さんのところにいられるのは、たしか、20歳までですよ。この子たちにこそ、せつかくの支給ですから、年間16万円弱を全額ではなくとも、半分としても8万円、毎年貯金していけば、必要なときの大きな足しになると思うんですよ。もちろん飲んだり食べたり、服を買ったり、スイミングに行くのもいいと思うんですが、この子たちほど、貯金を望むのであればそうさせたい。そうした意味で、子ども手当とは別の制度だとは理解するんですが、子ども手当が続く限り、多分、似たような事業も国は創設するだろうと。ぜひ県内施設や里親さんの意見を聞いて、貯金もできるという制度に改変していくよう国のほうに声を上げてほしいと私は強く望みます。いかがでしょう。

横森児童家庭課長 この特別支援は平成22年度に限った制度でございまして、平成23年度につきましては、まだ決まっておられません。これにつきましては、来年の3月分までの支給ということで終わってしまいますので、県といたしましても、すべての子供にという、子ども手当の趣旨ということからいまして、施設にいらっしゃる子供さんにも子ども手当として支給ができるような形を国に要望してまいりたいと思います。

仁ノ平委員 最後になります。里親さん、施設からの声を聞く機会はないですか。

横森児童家庭課長 ご審議いただきまして、補正予算がこの議会で通りましたならば、施設長さん、それから、里親さんたちを対象に、この特別支援の支給につきまして説明会を開催させていただきましますので、その機会に里親さん方のご要望についても伺いたいと思っております。

仁ノ平委員 絶対、貯金という声は出ると私は予想します。来年度以降の制度設計が行われる場合は、ぜひ県からも声を上げてほしい。要望して終わります。

木村委員 子宮頸がん予防ワクチンについて伺います。昨年、私の知り合いで40代の体操の先生をしている、とても元気な方が急に亡くなって、子宮頸がんだということで大変驚きました。また2月14日に子宮頸がんの講演会がありましたので、県立中央病院の寺本先生の話聞きにまいりました。そこで、きのうも一般質問がされたわけで、重なるかもしれませんが、全国で約2,500人の方が亡くなって、山梨県においても、年間70人から80人が罹患して、そして、亡くなる方が約20人ぐらいいるんだと。それもやっぱり20歳からの若い女性に多いという話を伺ったんですね。このがんは唯一、ワクチンで予防できるということをそこでしっかりと聞いたんですが、今回の補正予算で全国に先駆けて、予算が盛られていることは大変う

れしく思っています。

そこで、何点かお伺いをいたしたいと思います。まず1点目は、補助制度を活用する市町村がどのくらいあるのか。そして、現在まだ検討中、実施しないというような市町村があるのかどうか。新聞には載っていましたが、県として把握している現状をお聞きしたいと思います。

荒木健康増進課長 補助制度の活用をしようとしている市町村の現状ということでの質問でございます。現在、事務レベルで、市町村におきましても、市議会等での議案提出をし、それで検討されているところもあると思いますけれども、現在のところ、県で把握している限りでございますと、県内27市町村のうち、25市町村が6月議会にかけられていると。1市につきましては7月に臨時議会という形、もう1つの市につきましても、できるだけ速やかにということで、9月議会にはかけたいというような要望があると伺っております。以上でございます。

木村委員 わかりました。この前どこかに載っていましたが、年度内を超えるようになるのかというような、たしか、そのようなお話もあったと思うんですが、前倒しというか、その点はどのようになるのでしょうか。7月では間に合うと思うんです。9月だと年度内に接種完了ということ考えると、あと半年しかなく、ちょっと心配になるんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

荒木健康増進課長 まず、市町村が制度を開始すると。その時期が遅くなった場合に、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、3回接種をする。1回目を打ちまして、2回目が1カ月後、3回目が最初の接種から6カ月後ということになりますので、接種期間が年度に行われるということにつきまして、例えば期間が出た場合にどういう対応が必要なのかということだと思います。

この補助制度につきましては、今回、対象学年ということで、小学6年生の女子及び中学3年生の女子としております。ワクチンが3回、そして、6カ月にわたるということもございますので、市町村に対して、できるだけ早く制度をつくっていただいて、年度内にまず接種が完了できるような制度創設を呼びかけているということでございます。

それ以降の、例えばもし遅くなりまして、年度内に接種ができない、完了できない者に対しまして、市町村が補助するということについては、こちらとして妨げるものではないという実状になります。以上でございます。

木村委員 制度自体が市町村の実施ということでありますから、地域の住民がこの制度の恩恵にあずからないということにはならないと思うんですけれども、昨日の仁ノ平議員に対する答弁で、たしか、高額なので補助するんだという答弁があったわけですね。それで、市町村が万が一、実施しない場合には、県民として、女の子が受けたいというのであれば、これは不公平になるのではないかなと、その点を心配したんですけれども、そういう点はないと。ないことはないですね。きっと間に合うという観点で答弁をいただいているから、心配ないと思うんですけれども、もし市町村が実施しない場合には、県としては、市町村が実施すべきことですから、関与しないということになるのか、もう一度お伺いします。

荒木健康増進課長 全市町村が制度の創設に向けて動き出されているということで、ご懸念の

点というのは結果的にはなかったということですが、もし万が一、制度ができなかったという場合のご質問だと理解しています。この制度の趣旨につきまして、まず県と市の役割分担ということを考えさせていただきました。まず、住民の健康づくり、あるいは予防接種事業という、不定期の予防接種、あるいは他の任意の予防接種もそうでございますが、実施主体は基本的には市町村となっております。今回の事業につきましては、これはがん検診もやらないといけないものでございますので、がん検診実施とあわせて、やはり市町村が直接の実施主体になっていただくということがよろしいかと思いましたが、それに県が基本の政策誘導的な補助制度を行う形とご理解いただければよいかと思えます。以上でございます。

木村委員

子宮頸がん予防ワクチン接種に関する高校生への公費助成拡大についての要望が、高等学校のPTA連合会より出されて、控え室のほうにも来たんですけれども、実は私の家にも中学生の女の子がいて、私はまだこの話が出る前に、ワクチンを孫に受けさせたいという話をして、15歳までだと産婦人科じゃなくても、小児科でもいいという話をしましたら、父親がささず、「何で産婦人科だ。小児科に行け」と大きな声で言ったんです。20歳前の女の子が産婦人科に行くというのは確かに抵抗があり、行きづらいんじゃないかなと私は思います。しかし、ワクチンを打ちに行くということであれば、それは診察をするわけではないのですから、行きやすくなるわけなんです。そこで、市町村の中にも、高校生までを補助するということも新聞記事に出ていましたが、それをまず確認をさせていただきたいと思えます。年齢等についてです。

荒木健康増進課長

ワクチン接種の今回の年齢の設定の仕方ということと、例えば今後の年齢の高校生の話だと理解いたしました。まず、今回、ワクチン接種の対象になる年齢の設定の考え方でございますけれども、日本産科婦人科学会あるいは日本小児科学会等の日本の権威のある学会等が推奨している年齢が、11歳から14歳ということでございます。年度当初でいきますと、小学校6年生から中学校3年生までになるということでございます。

さらに、今回の子宮頸がん予防という観点から、このワクチンが非常に効果が発揮されるためには、ウイルスの感染前であることとなっております。ということでございますので、まずは推奨年齢の一番下となります小学6年生をしっかりと接種するということが必要かなと思いましたが、推奨年齢をもとに、小学校6年生と中学3年生という設定にさせていただきました。

また、今回、制度をつくらせていただいて、実施状況、実績、あるいは効果、そういったものを県のがん対策協議会等でご審議あるいは検討していただきまして、今後の接種対象年齢をどうするかというところについても、これは先の話で、絶対やりますという話ではないんですけれども、そういう検討がされるものと期待しております。以上でございます。

木村委員

ぜひご検討いただきたい。女性は家庭の太陽であり、また、女性の健康ということにぜひご理解いただいて、医療費もさらに軽減されるということが、先生からもお話がございましたので、その点要望いたしまして、終わりたいと思えます。

白壁副委員長

子宮頸がんの関係で相当勉強になったといえますか、きのうの議会の一般

質問の答弁を聞いていますと、今回のこのワクチンにはあまり効果がないと感じました。その点、勉強になったということではありますが、100%のうち70%しか効果がない。2005年、平成17年かな、1年間のがんの患者が75名、そのうちの22名が死亡。たった22名ということだということでありました。

こんなことで、今朝、新聞の切り抜きを見ながら、女房と話をしました。きのうの一般質問では、6,300万円の予算に対してたった22名しか助けられないのに、6,300万円の大金をかけているという話をしましたら、「そんなことを言ったら、大変なことになりますよ。人の命は地球より重いんですよ」と。

近所に中学校があります。その中学校で、今回、耐震をするようでございます。耐震で約20数億円かけまして、300人の子供の命を助ける。割ると、1人当たり幾らになるんでしょうということでございます。

まず、こんなことを考えながら、何点かお伺いしたいと思います。きのうの答弁の中で、子宮頸がんのワクチン、たった70%しかこのワクチンは効かないということでありました。この点について、もう一度詳しくご説明いただければと思います。

荒木健康増進課長　　まずワクチンの予防ができるのはどのくらいの割合なのかというようなご質問と理解いたしました。今回のワクチンは、少し詳しいというか、専門的な話になりますが、ヒトパピローマウイルスの16型と18型というような型番に効くと。この16型と18型というのは、子宮頸がんに発症する、一番発がん性の高いウイルスでございまして、子宮頸がんになった方を見ますと、大体7割ぐらいはその16型と18型を持っているということで、7割というような答弁になっております。

より詳しく見てみますと、より若い女性、例えば日本人の女性ですと、30代の女性で子宮頸がんになった方は8割ぐらい、20代の女性で子宮頸がんになった方は9割ぐらいが、この2つの16型と18型というようなウイルスを持っているというようなデータもあります。

そういうことで、今回、ワクチン接種ということで、事前に予防することによってございまして、それよりも若い年代、小学6年生、中学3年生の女子ということにしてはしておりますが、早目の段階で接種することによって感染を防げる。そうしますと、現在、20代、30代がなぜ16型、18型が多いかといいますと、やはり非常に発がん性が高く、進行も早いので、20代、30代となってしまうんだろうと言われておりますので、そういう悪性度が高く、しかも、9割、8割をカバーしているということでございまして、効果がより高くなるのではないかと期待はされます。

ですので、7割というのは押しなべての年齢でやればそういうことだということによって理解していただければと思っております。以上でございます。

白壁副委員長　　ゆうべ、いろいろ資料をそろえるためにウェブで検索をしていましたら、HPVのウイルスの型について、52型、58型というのが出てきまして、この52型、58型というの日本人に特に多いということです。この関係については、年齢層はその中には書いてありませんでしたが、パーセンテージが10%ということでありました。この点についてはいかががお考えでしょうか。

荒木健康増進課長　　悪性度が高いというか、ヒトパピローマウイルスにはたくさんの型があり

ます。100ぐらいあると言われております。そのうち、がんになる可能性がある型として15種類程度。その中で、やはり型として一番多いのが16型と18型。今、委員ご指摘の52型あるいは58型というものにつきましても、悪性度が高くなるものと言われております。しかしながら、悪性度が高くなる15種類のうち、一番広範囲をカバーすると言われるものが16型、18型でございます。以上でございます。

白壁副委員長

これをちょっと調べましたら、今、日本では52型、58型が大分増えているようですね。この当時の資料というのが、52型、58型が多くて、それが悪性になる可能性が高かったんですけども、今は16型、18型のほうに移行しつつあるというようなことも書いてございました。これが10%ということですよ。

そして、きのうの質問の中で、10月に認証を受けて、12月からスタートと、つい、この間許可を得たもので、臨床試験もまだ数年レベルの中で、資料によると6.4年が何とかとありますが、20年先までほんとうに大丈夫なのかどうなのか、その効力についての話がきのうもございました。実際のところは、現状、外国でいきますと、10年しかたっていないんですね。それが統計的なもので、20年程度の期待ができるというようなことを言われておったわけですが、この点について、きのう言われたことはほんとうに信頼できるのかどうなのか、これをお聞かせいただければと思います。

荒木健康増進課長

ワクチン接種による予防効果の持続期間ということで、昨日も答弁させていただきましたが、統計学的に推計いたしますと、20年以上は予測されると。こちらの信頼度はどうかということですが、委員ご指摘のように、予防効果の持続期間につきましては、まず臨床の治験ということで、実際にヒトに打ってみて、効果があるか、副作用がないかというのを見て、国の厳密な審査によりまして認定されるものでございます。

その審査の資料の中にも、予防効果の持続期間については、統計学的解析によりこのぐらいになりますよというのが出されております。それは有識者あるいは専門家と呼ばれる方がそれを見て審査されますので、信頼性について、私がここで「信頼性があります」と言っても説得性はないんですが、国で、このワクチンを審査し、認証したという事実、そして、他国においても100カ国以上で既に認証されて、実際に打たれている事実、そういうことを制度の中で考えますと、参考資料として出されました、20年以上というような持続効果期間は信頼に値するものであると考えます。以上でございます。

白壁副委員長

またアジュバンドのことが言われているんですけども、これの危険度が相当騒がれていますね。いわゆる免疫復活型といいますか、増強剤、例えば今、インターフェロンなんていうのがありますけれども、昔、インターフェロンというのは3日ぐらいしかもたなかった。それを1週間なり1カ月なりもたせるためには、簡単に言うと、1つの殻の中に入れてしまうということなんです。これの危険性についても相当騒がれており、今回のワクチンについてもそういうものを使っているということですが、この辺についての安全性、信頼性というのはどうなんでしょうか。

荒木健康増進課長

少し専門的なお話になると思いますが、このワクチンの免疫復活力を上げる、増強するということがアジュバンドというものが使われておりま

す。アジュバンドというものにつきまして、今回のワクチン、これは子宮頸がん予防ワクチンとして日本で認可されているものが1つしかございません。添加物として使われておりますのは、水酸化アルミニウム懸濁液というもの、そして、もう一つは、3-脱アシル化4'-モノホスホリルリピッドA、これは脂肪ですが、この2種類が使われています。

基本的には、このアジュバンドはほかのワクチンでも使われていないのかというと、同様なもので既に使われているものもございます。そちらにつきましては、この子宮頸がん予防ワクチンに限らず、ほかの一般のワクチンでも広く使われております。では、このアジュバンドが全く悪さをしないかということ、それは絶対とは言えませんが、ほかのワクチンの使用状況、認証の状況、そして、やはり効果を高めるために必要ということでございますので、絶対ないとは言えないにしても、非常に安全性の高いものが使われていると理解しております。以上でございます。

白壁副委員長

ワクチンというと、過去、さかのぼると、紀元前、B.C.200年とかという話になりまして、最近ですと、300年ぐらい前にトルコ、イスタンブールからスタートするなんていうことが、ゆうべ調べていたら載っておりました。こういうものは相当な歴史があるんでしょうけれども、さまざまなワクチンがありまして、つい最近では、インフルエンザもそうでしょうし、いろいろなものがあるわけです。

ただ、今回のこのワクチンについてはまだ歴史が浅い、そして、臨床試験、治験の過程において、重篤な副作用というか、副反応が出たなんていうことも若干出ておりました。そこで、まだ小学校6年生のような子供の肉体に対して、そういうものは耐えられるようなものなんでしょうか。この辺について、県としてどのような認識を持たれているかをお聞きしたいと思います。

荒木健康増進課長

ワクチンの副作用、副反応についてのご質問と認識いたしました。今回のワクチンにつきましては、臨床治験、あるいは海外の市販後の接種状況、そういう中で、当然、ごくまれにはありますが、重篤な副反応が出ております。しかしながら、重篤な副反応の出る出現率が、ほかの、例えば先行する定期接種や麻疹のワクチンとか、そういうものに比べて高いというようなことを言われているわけではございません。やはりワクチンあるいはお薬で、絶対に100%ベネフィットだというのはございませんので、少なからず、非常にまれでございますが、副反応が出ることは確かでございます。

さらにもう1点だけ補足いたしますと、普通は皮下注射なんですけど、この子宮頸がん予防ワクチンというのは筋肉注射ということでございますので、ほかのワクチンに比べると、短期で重篤な副反応ではないんですが、痛いとか赤くなるということは少しあります。しかし、例えばアナフィラキシーといいまして、呼吸困難になるような重篤な副作用が多いというような話ではございませんので、これについてはほかのワクチン同様と考えております。以上でございます。

白壁副委員長

今、子宮頸がんに対するワクチンというのは多分、2種類あると思います。そのうちのどちらを使うのかなということが出ていなかったものですから、お聞きしたいんですけども、サーバリックスというものを使う予定なんでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

荒木健康増進課長

実は日本で昨年の10月に認可、そして、12月に販売開始されたものが、



今、委員がご指摘されましたように、サーバリックスと呼ばれるものであります。もう1種類、実は世界的には認められているもので、ガーダシルと呼ばれるものがございます。こちらについては日本ではまだ審査されている段階でございます。認可されていないということなので、販売はされていないということでございます。今回の制度の中で使用していくものは、日本国内で売っているものということになりますので、サーバリックスのみになると考えております。以上でございます。

白壁副委員長

そのサーバリックスの、安全を確保するために、多分、注射器とワクチンが一緒になっているタイプだと思うんですが、その中の仕様書といいますか、紙が入っていますね。ああいうものは何ていうんですかね。それがたまたま、インターネットに出ていまして、生物由来製品という欄に、劇薬と書いてあるんです。こういうものは劇薬扱いになるということなんですか。劇薬というのは何なんですかね。ちょっと教えていただけますか。

山本衛生薬務課長

薬事法の中で、毒薬、劇薬という規定がありまして、特に微量で生物に害毒を及ぼすというものが毒薬、それに準じたものを劇薬という形で分類されております。

白壁副委員長

なるほどと言いながら、よくわからないんですけど。

もう1点、ちょっと興味を引くことが書いてありまして、免疫原性という欄に、「抗体価と長期間にわたる感染の予防効果及び子宮頸がんとその前駆病変の予防効果の相関性については現時点では明確ではない」と書いてあるということなんです。

こういうものというのは、正露丸じゃありませんけれども、何で正露丸が下痢に効くのか、わからないんだそうですね。ただ、今の時代でいうと、正露丸というのは薬剤の許可が通らないそうでございます。なぜ通らないかという、今の時代だと、あのつくり方だと合わないというんです。だけど、危険がない。危険がないというのは、明治時代にロシアを押しやるために正露丸というのをつくったわけですけども、それからずっと危険がないので、事故がないので許可が通っているということなんです。

こういう場合には、これが子宮頸がんだよ、16型や18型だと100%効きますよ、もしくは、ほかの100種類のものに対してすべて効くからというときには、免疫原性の欄が変わってくるということなんですか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

荒木健康増進課長

今、委員がおっしゃられたものは、多分、添付文書というものです。こちらの中の免疫原性につきましては、抗体価と長期間にわたる感染の予防効果及び子宮頸がんとその前駆病変の予防効果の相関性については現時点では明確ではないということでございます。ですので、今回、ワクチンというのは免疫をつけるものがございますので、その免疫原性ですので、免疫をつけることによって、長期間にわたる予防効果と、そして、子宮頸がんの予防効果の相関性がないと書いていと理解します。

ですので、これは長期間にわたる予防効果という部分では、先ほど申し上げましたように、統計学上は20年以上という形で出ておりますが、それはある程度、いろいろな要素を考慮した上での20年以上だけでも、ここの添付文書の中に、じゃあ、何年もちますよというのは、これは保証できるものではないので、そういう意味合いでの免疫原性についてのあらわし方だと思

います。

白壁副委員長

全くそのとおりなんです。ワクチンというのは、すぐできて、これがずっと長い年月の中で確定して、相関性も明確になっているものというのは、もう終わっているんですね。こういうものについては、現状としてはこういうあらわし方をするしかないということね。あと、毒性についても同じなんです。全く同じとらえ方なんです。

僕、この間、風邪を引いて、抗生物質を注射しました。その前に、「ちょっと腕を出してください」と言うから、何をするのかと思ったら、注射をするんですね。これで、アレルギーがあるかどうか調べるんですね。簡単に言えば、これも1つなんです。こういうものというのはたくさんありまして、すべてが、100%の方に効き、100%の方に対して同じ副作用、副反応があるかという、これはなかなか難しい、人によって違うということなんです。

しかし、人の命は地球より重いわけです。ですから、1人の方を助けるためにも、私の女房が先ほど言いました、10人の友人の中で、1人が子宮摘出手術を受けています。1人が今、現状、治療中です。子宮体がん。頸がんも中か外だけの話ですから同じなんです。10人のうち、1人は摘出、1人は現状、治療中です。ですから、1.1%とか0.3%という数字の話じゃないんです。ですから、ぜひこの辺を広く、正しいか正しくないかというよりも、助けられるか助けられないかということを中心にしながら、県のほうも積極的にやっていただきたいと思います。

きのうの話と若干違うかもしれませんが。内容的には同じかもしれませんよ。ただ、危険性、ベネフィットの効果の部分とリスクの部分をしっかり皆さんに言ったほうがいいですよ。マスコミは何て書くかということ、リスクしか書かないですよ。効果やベネフィットの利点については書かないんです。だから、この辺は、きのうもお話しされたように、もっと積極的に人の命を助けるように、ぜひお願いしたいと思います。

そして、最後、もう1点です。集団の接種について、昔はワクチンという集団接種というのをやったんですけれども、今、いろいろな決まりごとや、過去のいろいろなものがあつたりして、個々ということでございますが、今回、ちょっと確認だけさせていただきたい。集団ではなくて、個々ということでご答弁いただきました。それはご本人の、もしくは保護者の方の納得のもとにそういう形なんでしょうけれども、この点についてもう一度お聞かせいただけますか。

荒木健康増進課長

ワクチンの集団接種についてということのご質問でございます。ワクチンの接種につきましては、普通の定期接種と、これは市町村で基本的には無料で行われる接種でございますが、それも含めまして、平成6年に予防接種法が改正されました。それまでは集団的な、ある程度の義務的な予防接種という考え方だったんですけれども、平成6年の予防接種法の改正によりまして、努力してもらおうと。接種される方にちゃんとしっかり意識をしてもらって、理解を求めて、義務ではなくて、努力として打っていくんだと。それに際しては、集団という形でも、個別ということで、法律、あるいはそれに基づく要綱、通知というところでうたわれておりますので、原則、予防接種につきましては、例えば新型インフルエンザとか、あるいはSARSのようなものについて、効果的に皆さんの予防効果を高めるためにするためには、皆さんのご理解、そして、ご協力があれば、集団的な接種につきましてやぶさ

かではございませんが、やはり個人の理解と協力、それで、今回は未成年でございまして、ご本人と保護者の理解を得て、個別医療機関での予防接種というのが多いと思います。以上でございます。

白壁副委員長

それで、最後になりますが、それでも、世界中には、それが原因かどうかよくわかりません。その後、何かの疾患が起きて、亡くなられた方とか、因果関係はわからないものもあるようではありますが、中には何かある可能性があるということで、きのうの一般質問で、補償制度について、部長さんから答弁をいただきました。私、そこがよくわからなかったものですから、もう一度お聞かせいただきたいと思って、先に調べてみましたら、予防接種法に関する救済制度というのがあるということで、これが先ほど言う、平成6年に変わったということなんですかね。たしか、この法律というのは、ワクチンの予防接種というのは昭和22年ぐらいからずっと綿々と続いていて、改編を繰り返しながら現在に至っていると思ったんですけども、医薬品副作用被害救済基金法というのがあり、これによって補償制度があるようですけども、補償制度について、最後、お聞かせいただいて。

そして、全国に先駆けて、今、山梨県がやっているんです。珍しいんです。山梨県というのは、ほかの県でやって、石橋たたいて、まだ渡らずに、ずっと回ってきて、やっとやるのが山梨県。今回は初めて先駆けてやると。これはすばらしい。そして、県内の市町村がそれに追随してくれて、山梨県の県民の命を守るということでみんなでこう言っているわけです。これはすばらしいことなんです。

ですから、ぜひこれを強力に進めていただきたいということと、そして、安心・安全の中では、万が一、何があるかわかりません。先ほども言うように、それが直接的影響かどうかわかりませんが、そういうことがあったときの補償としてこういうことがあるということ、もう一度この場でお示しいただければと思います。

荒木健康増進課長

まず最初に、重篤な副作用が出た場合の補償というところについてお話しさせていただきます。先ほど申し上げましたように、予防接種法というものがございまして、そちらに基づきまして、予防接種はなされます。しかしながら、今回の子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、予防接種法の中では任意と呼ばれるものでございまして、予防接種法による補償というよりも、別途、医薬品とか、あるいは生物製剤とかいうようなものについては、これはつくった製造者責任ではないですが、製薬会社等と国がお金を出した基金、その基金のほうから、例えば医療費、あるいは医療手当、あるいは障害が残れば障害手当というようなものが補償されます。それが先ほどおっしゃられましたように、医薬品医療機器総合機構と呼ばれるものでございまして、そちらのほうから、副作用にかかった医療費とか、あるいは障害が残った場合の障害手当がお支払いという制度でございまして。

そして、非常に、サポートというか、いいことだということ、しっかり頑張ってくださいというようなエールをいただいたとこちらでは認識しております。これは一般質問の中で、冒頭、知事もおっしゃられましたように、やはりがんを予防できると、そして、7割は確実に予防できるという手法を手に入れたということは、これはやっぱり画期的なことであるということでございまして。市町村も、ほんとうにありがたく、皆さん、ついてきていただけるということでございまして、制度を円滑にぜひ運用させていただきたいと思っておりますので、今後とも頑張らせていただきたいと決意を述べまして、

答弁を終わらせていただきます。以上でございます。

望月委員

1点、今の子宮頸がんに関連しましてお聞きしたいんですけども、今、新聞等でもいろいろ出ておりますが、県下でも小学校6年生と中学校3年生を対象ということで行っていますが、市町村によりますと、中学1年生から3年生までを対象とか、また、ある町では高校生も対象にとか出ています。それから、26歳までも成果があるという話を聞いているんですけども。

こういう予防ワクチンは特に抗がん剤等の問題もありまして、医者とか知識のある専門の方は当然、そういうことはわかるんですが、一般の方の意識的な問題で、がんの予防対策を行うといった場合に、こうしたワクチンの中に、抗生物質のような強い薬を使うんじゃないかという心配もあるわけです。特に小学生、中学生の成長期において、ホルモンの関係等も非常に影響があります。実際は市町村が窓口となるわけですが、学校においては、当然、小学生や中学生の保護者、子供は、ワクチンの接種を行う場合に、学校の先生方に、不安感というか、安心感というか、相談をされると思うんです。こうした相談を受けた場合に、学校の先生方は、どのような対応をしていくのか。

ただパンフレットとか、そういう指導書によって行うのか、それとも、県で、先生方に知識を植え付けさせるため、教育委員会との連携の中で、講習を受けさせるとか、研修をさせるとか、いずれにしても、徹底したものを持たないと、後の後遺症とかいろいろな問題が出た場合に、せっかく生命を守るといえるものが大きな問題になってしまうこともあり得ると思うんですよ。そこで、学校に対するワクチンの接種により保護者や子どもから相談を受けた場合の対応について、ちょっと県の考えを教えてくださいませんか。

荒木健康増進課長

今の委員のご質問は、特に今回の予防接種の対象、やはり中核となりますのは小学校6年生と中学3年生と設定させていただいておりますので、小学校、中学校。そうなりますと、やはり学校の生徒さん、そして、保護者の方は、学校の先生にいろいろと相談とかお話を伺うこともあるだろうと、そういうようなご質問で、やはりしっかり勉強すべきだというお話だと理解しております。

我々もそういう問題意識を持たせていただきまして、特に学校現場で、保健関係では養護教諭の先生方がいらっしゃいますので、養護教諭の先生方、あるいは、今回、市町村でそういう接種制度をつくるということでありまして、制度の窓口にも相談が行くかもしれない。そういうことを考えますと、市町村の例えば保健師さんというような方、専門職の方に対して、講習会あるいは研修会をぜひ開かせていただきたい、できるだけ迅速に開きたいと思っています。以上です。

望月委員

今、答弁いただきまして、大半の市町村は、6月議会でこれをおそらく実施すると思うんですよ、夏あたりから。そうしないと、年度内の接種が間に合わなくなるところもありますので。

そうしたもののなかで、今言った、学校関係や市町村関係の窓口に対する、県民、市町村民の不安を解消させるための計画的なものは、まだ持っていないということなんですか。そういうものを実施するということがわかっているけども、市町村に対する指導とか、学校に対しての講習会、研修会を行うとかという計画的なものを持っていないということなんですか。そこらをちょっとお聞きしたいんですけど。

荒木健康増進課長 制度のお話でございますので、議会のご承認を得てからの話になりますが、実際のところは、それを予定した形で、そこは委員がおっしゃられますように、できるだけ早く市町村も動きたいと思います。この制度いかにかわからず、こういうものがあるということであれば、やはり生徒さんあるいは保護者からの要望もあると思いますので、できるだけ早い時期と申しましたが、7月の上旬には一応、予定をさせていただいている状況でございます。

望月委員 先ほども話しましたが、ワクチンにしろ、口蹄疫にしろ、全国に先駆けて、山梨県は今回、知事の英断の中でやってきたということでありますので、これがすべての県民に、安心・安全に、不安感を持たせないように実施していただくよう、ぜひ、いち早く研修会、講習会の実施をお願いしたいと思います。終わります。

仁ノ平委員 子宮頸がんの予防ワクチンですが、ちょっと1点、確認をさせてください。きのう、一般質問させていただく中で、ご答弁を聞きながら、1つだけ、「あれっ」と思ったことがあります。その場で確認すればよかったんですが、余裕がありませんでした。

このワクチンについていろいろ勉強させていただく中で、きのうも質問いたしました。何年ぐらいこのワクチンは有効なのですかとお尋ねいたしました。そうしたところ、20年ぐらいというご答弁をいただいたんですが、担当課とさんざん勉強させていただいた中では、六、七年だと、その後は低下するんだというのが、たくさんやりとりをさせていただいた中で私が勉強してきたことでした。どちらが正しいんでしょう？

荒木健康増進課長 予防効果の持続期間ということでございます。六、七年、まあ、6.4年というデータ、これは薬を承認する前に厚生労働省に審査を出す際に、それだけの期間、一般の方に打って、有効性を見た、それを追った期間が6.4年ということでございますので、そこについては確実に抗体があると、それはわかります。20年というお話につきましては、その6.4年を追った人の中で、抗体の下がりぐあいとか、あるいはほかのワクチンでの抗体がどの程度下がるか、そういうものの、さまざまな要素を組み入れて、そうすると、最低でも20年以上は有効な抗体価が持続されるだろうということでございましたので、どちらが正しいかというのは、こうですよという話はありません。データとして確実に追いましたというのは、6.4年は追いました。そのデータは当然、最低限ありまして、いろいろな諸要素を考えて、十分な予防効果を発揮するのは20年以上、最低でもあるだろうということで国のほうの承認審査で出されていますので、どちらかという判断は、すみません、私の口では言えませんが、そういうような状況でございます。

仁ノ平委員 すみません、専門的な話で難しくてよくわからないんですが、6.4年にしろ、20年にしろ、12歳の子が接種すると、六、七年で効果が切れるのであれば、20歳ぐらいに効果が切れます。20年続いたとしても、32歳で効果は切れます。

昨日、安本議員が私の質問に関連してくださって、マザー・キラーという言葉を出してくれました。母親が突然、子宮頸がんで亡くなるという話ですね。20年続いたとしても32歳で効果は低下します。マザーは32歳以上がいっぱいいいます。そうした意味で、ワクチンを接種したにせよ、大切なのは検診だということをおわせてPRしていただきたく、また、万能感だけで

なくて、70%であるとか、効果は六、七年なのか20年なのかよくわかりませんが、低下して、一生は効かないんだという、繰り返しますが、正しい知識と効果の普及も含めて、さらに検診の大切さのPRをお願いいたします。以上です

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第5号 地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画の認可の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

望月委員 福祉保健の所管の関係で1点ちょっとお聞きしますが、新聞にも、救急搬送輸送ということで、県内の助かる命が助からない、また、病院に運ばれた

ら、たらい回しをされて間に合わなかったという状況がある中で、全国でも搬送先の病院リストの作成ということで、山梨県はまだ現在できていないということでありますが、この年内にはこういうリストをつくっていきたいというお話を聞いているのですけれども、そこらの、ちょっと計画的なものがわかりましたら、教えていただきたいんですが。

吉原医務課長 今、望月委員のご質問ですが、主には救急搬送ということで所管をしています消防防災課が中心となって、医療機関のドクターですとか、消防機関の方々により、メディカルコントロール協議会というものをおつくりになって、その中で検討を進めております。特に緊急性が高い、脳疾患とか、心疾患、あるいは心肺停止等5つの疾病については専門部会を設置しまして、いわゆる搬送のリストづくりとか基準づくりを今、されているところでありまして、福祉保健部でも、医務課がその委員会に加わらせていただいているということです。今のスケジュール的には、今年10月ぐらいをめどにということで基準をつくっていきこうということで、協議を進めている状況でございます。

望月委員 はい、わかりました。

内田委員 それでは、何点かお聞きしたいんですが、先ほどちょっと、独立行政法人の関係のところ、聞き忘れしたので、これ、所管だから、こちらのほうでちょっと質問したい。この8ページのところで、短期借入金の現状なんていう規定があるんだけど、これはいわゆる我々が言っている、タンコロというものですか。

吉原医務課長 いわゆる、1年間お預けしてまた返してもらうということではなくて、もう少し、

内田委員 無利子ということですか。

吉原医務課長 いや、基本的には、今、中央病院ではかなりの現金を持っておりますので、現実的には短期の借り入れをするということはないのではないかと想定しておりますが、例えば、今、ちょっとお話ししましたが、やはり年度末とか年度当初とか、いわゆる支出が集中する時期がございます。それで、今言った、県からの例えば運営費交付金とか、国からの国庫補助金が4月にすぐに病院のほうに入るといったことではないので、支払いをするための現金がもしなくなった場合に、10億円を限度に金融機関等から病院機構が借り入れをして、それで支払いをします。例えば四半期ごとに運営費交付金が入ってまいりますので、例えば6月に入れば、入ったところで、お返しするというような考え方の資金でございます。

内田委員 そうすると、さっき私が言った、いわゆる、例えば土地開発公社、そういうところが今までやってきた手法のものとは違うというか、県から年度初めに借りて、金融機関から1日か2日借りて返すという、それではないということですね。それだけ。そうですね。

吉原医務課長 はい、そうです。

内田委員 じゃ、いいです。

では、次に、この間の委員長さんが一般質問でされた、ニューツーリズムといいますが、あの中で、私はメディカルツーリズムという、メディカルという言葉を使ったんだけど、ツーリズムというのは多分、観光の関係だと思うんだけど、まさに異業種というか、異産業というか、そういうところがセットになった観光というか、そういうものが今、非常に注目されています。私も実はもう数年前、郡内の山中湖ですとか向こうのほうで、そういうことで動いたことがありました。なかなかうまくいかないというか、リーマンショックみたいなものがあったということで、ちょっと今、とんざをしているんだけど。

実際は山梨県というのは、メディカルツーリズム、そういう意味で、例えばがんの治療だとか、要するに、よく言われるのは、MRIだとか、あるいはCTスキャンの数が人口比でいくと山梨が一番だと言われるんだけど、それは治療じゃなく検診なんですよ。検診だけではなくて、むしろ治療する。そういうものを目指したものが、産油国だとか、あるいはインドだとか、中国だとか、そういうところの富裕層が非常に注目をしているということで、かなり前から、言われていたんだけど、なかなか行政体だとかそういうところが動くということがなかったんですよ。

だけど、私はたまたまシンガポールだとかそういうところに友達がいる、そういう人たちの情報、例えば向こうでホテルをやっている人、あるいは病院経営をしている人、そういう人たちからの情報で、今までは産油国のお金持ちというのは、ほとんどがシンガポールで治療をする。どうしてかという、あそこにはがんの高度な技術を持った医者がいて、そして、そういう病院があって、そこでお金をかけて治療をするということができたんだけど、数年前からテロという、そういう危険にさらされていて、シンガポールは安全ではないということで、シフトをされてきた。当然、そうすると、例えばアメリカとかとなるんだけど、アメリカは、例の9.11のテロ以来、もっと危ないということになってきて、それが日本に向かってきたんですね。

その中で、日本の中でも、じゃ、どこかという、成田へ行ったときに、成田から、例えば高級リムジンで2時間ぐらいで来られるというような条件であれば、山梨というのは非常に、水だとか空気だとか、あるいは風光明媚だということをトータルするといいいんじゃないかということで注目をされているという情報も、かなり前に入ってきたんですね。

実は、観光部にもそういう相談をしたんだけど、なかなか県の職員ってそういうものには乗っかってこないし、信頼しないし、特にファンドの話なんかすると全くだめみたいで、腰が引けてしまうという感じだったんだけど、今、たまたま山中湖の辺で、例えば2万坪とかの土地があり、手放してもいいと。あとは、どこが病院をつかって、どういう形にするかというところまで来ているんだけど、そういう情報がこの部のサイドには入ってきていますか。それをまず聞きたい。

吉原医務課長

今、委員お話しの、そういった取り組みがということでは、申しわけございませんが、ちょっと承知をしております。

内田委員

多分、そうだと思う。我々が多分、入れなければ、ないと思うんだけど。そこで、この間、私が何であそこであの関連質問をしたかということ、メディカルツーリズムという言葉を知ってもらいたかったんだね。今、これ、新しい言葉では全然ないし、医療ツーリズムというね。どうしてかという、福祉だとか医療というのはすごくお金がかかるんですよ。かかりますよね。



だって、今からの時代というのはお金がかかる。ところが、一般的には、福祉や医療なんかにかけたお金というのは、地域活性化だとか経済の活性化にはならないと思われているんですね。ところが、そうじゃないんですよ。お金を使うということは、どの分野に金を使っても、金が回りさえすれば、活性化はできるわけなんですね。

今からの時代というのはまさにそういうものを生かして、特に山梨は、企業誘致なんかをするんじゃないで、メディカル、今言ったようなそういうもので、将来、いつの時代かわからんけれども、例えば道州制みたいなことになったときに、山梨というところが生きていくことができる数少ない1つのファクターではないかなと私は思っているんだけど、そういうものを職員の中で、「そうだよな」というものをやっぱり持ってもらいたいんだよね。ところが、今言ったように、情報が全くないわけですよ。ないということは受け入れないんですよ。

さっき、子宮頸がんの話で、ほかの県に先駆けてという話がありましたけれども、まさにそうなんです。そういうことでほかの県に先駆けて、そういう情報を早く入手して、東京や千葉あるいは長野よりも早く入手して動くということが私は必要ではないかなと思っているんだけど、そういうことに対する意欲というのか、態度というのか、そういうものが私はないと思っているんです。

そこで、部長、これから、私も情報をもちろん入れるんだけど、ぜひそちらへ向かっていってほしいんだよね。今、時代はそうでしょう。山梨県が将来どういう方向に向かっていくのかという瀬戸際に今、来ていると思うんだよね。企業立地みたいなことをいっぱい努力してきたけれども、やっぱり無理なんです。そうすると、さっきの、委員長も言っていた、まさにニューツーリズムって、私はそうだと思うのね。観光と結びつけて、お金を外から引っ張ってくる、そういう必要があると思うんだけど、それについて、部長の考えを。

古屋福祉保健部長 まず最初に、先ほど医務課長が、具体的な話は聞いておらないということで、山中湖方面でいわゆるファンドを組成して、検診機関あるいは医療機関をつくって、あるいは会員制の形をとるとか、いろいろなことは手法としてあると思いましたが、でも、それ、具体的な話は聞いておりません。私どもが承知しておりますのは、山中湖の平野に会員制リゾートマンションがありまして、そこでPETの検診センターがあると。あれが1つのメディカルツーリズムと言え言えなくもない事例かなと考えております。

それから、県の医療機関等々で、例えば外国の富裕層がおいでになったときに対応できるかどうかという、まず能力の問題、これにつきましては、具体的にどこの病院というのはちょっと申し上げにくいんですが、ある診療科あるいは部門では、そういった能力を持っている病院があると考えております。

委員のお尋ねの核心の部分ですが、福祉保健部としましては、富裕層がどんどん、今、地域医療を提供している病院に来てくださいという、それはなかなか言いにくいんですけども、広い意味での医療産業あるいは医療関連産業ということで、健康づくりも含めた形で、そういった産業が山梨県に根づいていくということは非常によいことだと思いますし、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、水、空気、風光明媚というのがありますので、福祉保健部といたしましては、観光部とどういった連携をとれるかということになるかと思いますが、これは産業ビジョンの中でも、医療、福祉の

部分でこういった形に産業の芽出しができるのかという話もございますので、今後、前向きに検討していきたいと考えています。

1つの産業政策のあり方としては、私が答える立場ではないのかもしれませんが、新しい方向ということで、たしか、徳島県も、徳島大学の医学部がメディカルツーリズムの試行を始めているという状況もありますし、そういった既存の医療機関がそういう外国からの利用にキャッチアップするということが可能かどうかというようなことも一つありますし、新しい産業として根づいていくことが、あるいは誘致も含めて可能かどうかということは十分検討に値すると考えております。それにつきましては、前向きに、よく勉強させていただきたいと考えています。

内田委員

たまたま参議院の選挙の近くまで来ているので、私は自民党の一員として、そういうローカルマニフェストみたいなものをつくったんだけど、その中に、メディカルツーリズムという言葉は入れませんでした。でも、方向としては、山梨県の行くべき道というのは、今までやってきているような企業誘致ではいけないという、そういう方向は間違っていないと思うんです。ただ、山梨大学の工学部ですか、燃料電池の研究をやっているから、そういう部分では、そちらのほうの先端産業の誘致はあり得るけれども、今まで考えてきたようなことは多分無理だということ。

ぜひ、これ、福祉保健部なんだけど、そうじゃなくて、観光部だとか、ほかの部も入れて、よく言われるじゃないですか、縦割りじゃなくて、県庁の中をやっぱり横断するようなものをつくっていくんです。だから、私は理想を言うと、事業部制みたいなものにしたほうがはるかにいいと思うんです。部ではなくて、佐賀がやっているような方式のほうが、絶対に今の時代には合っていると思うんだけどね。まあ、問題点もあるんだけど。その辺も含めて、ぜひ部長はそういう会議に出た折には、議員さんたちからこういう意見が出ているんだからということ積極的に働きかけしてもらいたいんです。職員の中からその声が上がらないと、なかなか知事は動かないと思いますよ。今のは要望にして、この問題はこれで終わります。

中村委員

今、内田委員の言った話、これ、僕も重要な話だと思う。これからやっぱり不況に強い山梨、特に医療県ということは非常に大切なことだと思うし、やっぱり医療県山梨という位置づけをしていく時代じゃないかなと思います。県全体の中で、医療県としての位置づけを今後どうしていくかということは、僕は大きなチャンスだと思う。特にいやし、さっき言った空気、水、そういう面において、また、国際空港から山梨県が非常に近いという利点、それから、これは空港だけじゃなくて、あらゆる面においての日本の中心点という立場にある山梨県ですから、これはやはり医療県山梨という立場というものをやはりこれからしっかり考えていく必要があると思うので、どうか、部長、ぜひこれは検討して、前向きにやっていかなければいけないと思います。これは僕も大賛成ということで、発言をさせていただきます。そんなことを参考に、ぜひやっていただきたいと思います。以上です。

仁ノ平委員

たしか、先月の末ごろだったと思うんですが、県庁のホームページをつらつらと見ていたら、突然、これまでにないページが出てきて、お店の紹介、飲食店の紹介がいっぱい出ておりました。あれは何でしょう。

荒木健康増進課長

今、議員ご指摘のホームページが、私の考えているものと合致するかどうか

かは別としまして、まず1つ、山梨県におきまして、禁煙・分煙認定推進事業というものをやっております。その中で、特に飲食店等におきまして、積極的に関与いたしました。その際に、飲食店にとってのインセンティブになるように、そして、禁煙・分煙を進めることによってこういうメリットがあったということのご紹介を兼ねて、お店を載せさせていただいたということがございます。これが該当するか、そのことでございますか。

仁ノ平委員            そのことでございます。店は幾つ出ていましたか。

荒木健康増進課長    禁煙・分煙を認定させていただいて、推進していただいている施設として、49施設を載せさせていただいております。

仁ノ平委員            県内に飲食店は幾つありますか。

山本衛生薬務課長    旅館業を除きますと、約7,750施設です。

仁ノ平委員            7,700のお店があって、ホームページに掲載されたのは50。計算がちょっと荒っぽいんですが、掲載されたお店の割合は0.5%であります。残り99.5%はどういう状況ですか。

荒木健康増進課長    割合としては非常に少ないというご指摘だと思います。基本的には、禁煙・分煙の認定推進事業というものは、各飲食店、お店のほうから申請をしていただきまして、各保健所の職員が参りまして、実際にしっかり禁煙をしているか、禁煙・分煙の施設を整備しているのかというのを確認した上で認定するものでございます。ですので、1つ考えられますものは、まずそもそもこの事業があるということがなかなか周知されていないという部分もあるのかなと理解しています。以上でございます。

仁ノ平委員            質問と違うよ。99%の残るお店がどういう状況ですかって聞いたの。

荒木健康増進課長    一つは、先ほど答弁しましたように、まだこの事業自体が知られていないこともあるかもしれないというのも一つだと思いますし、多分、もう一つは、そもそも飲食店の事業主さんの、禁煙あるいは分煙に関する認識がなかなかまだ浸透していないというふうに理解しています。以上です。

仁ノ平委員            「今後どうします」と聞きたいんですけど、実は公営施設の禁煙が、健康増進法ができて進んで、残るところは民間の不特定多数の人が集まる場所だと言われていて、認定施設というやり方で山梨県は禁煙と分煙の推進を民間のところも始めていくんだということを、4年も5年も前から説明を受けているのね。でも、99.5%はできていないわけでしょう。ただ「どうするの」と聞けば、また「認定施設というやり方で進めます」というお答えが返ってくると思うんですけど、これ、4年も5年も前の答えと同じで。

まず、お店の人が知らないんですよ。県がこういうことを進めているということも知らないし、問題意識を持っていない。だから、禁煙・分煙を実施する以前に、お店の人に、こういう問題があるんだという認識をまず持ってほしい。そこから出発してほしい。その上で、自分のお店を禁煙・分煙にするのか、いや、これまでどおりいくのか、自己決定する。まずこれが社会的な問題なんだということを私は認識していただきたいと思う。そこができ

ているのかな。

荒木健康増進課長 直接のご回答になるかどうかは別としまして、特に禁煙・分煙認定施設ということにつきましては、1つ、考えるきっかけ、例えば特にたばこの受動喫煙の影響ということ、お店の利用者あるいは従業員に対してのたばこの受動喫煙の害を認識していただいた上でのご判断になると思います。

そのため、特にお子さんとか家族が利用されるような飲食店等につきましては、昨年度、緊急雇用制度等を活用いたしまして、そういうお店に歩いていっていただいて、受動喫煙の害についてしっかり周知した上で、禁煙・分煙の認定施設という制度もありますというようなご紹介、そういうような個別の事業、あるいは、各保健福祉事務所におきまして、事業主を対象とした種々の研修会がございます。例えば調理師の皆さんに対する研修会、あるいは、食品を扱う飲食店でありますと食品衛生責任者というのを置きますが、そういうところの研修会、そういうあらゆる機会を通じまして、受動喫煙の害、あわせまして、禁煙・分煙認定施設というものをやっていますよというようなこと、そこが成果がなかなか上がっていないとご指摘されればそのとおりかもしれませんが、そういうような着実な努力を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

仁ノ平委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。5月31日の世界禁煙デー、甲府駅前での取り組みはほんとうにご苦労さまでした。報道も大変よくて、荒木課長がアップになって、受動喫煙は子供の白血病を招くとおっしゃっていました。ぜひ、課長、もっと頑張ってください。それから、課長だったか、ほかの方だったか、吸っている方より受動喫煙のほうが健康被害が大きいんだというくだりもインタビューの中でありました。課長、頑張ってください。終わります。

保延委員 現実、今の話ですが、受動喫煙のほうが、体に悪影響があるというのは、ほんとうにそういったデータが出ているんですか。

荒木健康増進課長 受動喫煙と申しますのは、吸っていらっしゃるご本人の煙が周りの方に害を及ぼすというものでございまして、煙から出る副流煙と呼ばれるものがありまして、その煙の中に、ニコチンだけではなくて、有害物質が何百種類以上も入って、その煙自体が周りの方に対して非常に悪影響を及ぼすと。そういう前提がありまして、今のご質問の趣旨は、じゃ、直接喫煙をする本人と周りの受動喫煙者、どちらの害が高いんだというご質問だと思います。副流煙に含まれます、煙に含まれますものというのは非常に害が多いものがありますので、データとして、これはWHO、世界保健機関というものがございしますが、そちらのほうでも、受動喫煙による害というのはあるというような、いろいろな、さまざまな研究結果からそういう指摘をしておりますので、その比較もされているんですが、確かに、受動喫煙のほうが若干多いという研究論文のほうが多いと認識しております。

保延委員 私はそうは思わない。実際吸っている人は、それも両方吸っているわけですよ、副流煙というのですね。ですから、ちゃんとそういったデータを、ただ言われているなんていうことではなくて、きちっとしたデータを出していただきたいと思うんです。要するに、たばこ税だって、地方税にしてみれば、大きいものなんですね。山梨県のたばこ税も20億近くは入っているわけで

すから、そういった意味で、地方税に対するたばこ税の位置はものすごく重要であります。

しかも、ほんとうに禁煙が美德だなんていう、そういうことじゃないです。たばこも嗜好品で、気分の転換を図り、1つの仕事のけじめになったり、いい面もあるわけです。ほんとうに全部だめだったら、日本からたばこをなくせばいいじゃないと、僕はそのように思いますので、ぜひちゃんとした啓蒙も、きちっとしたデータに基づいた、そういう宣伝をしてもらいたいと思います。課長、よくその辺も、こういうことでこういう理由でこういうことだということもちゃんと明確に説明するようにしてください。

主な質疑等 教育委員会関係

※第67号 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第3号 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり承認すべきものと決定した。

※請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めること  
についての請願事項の3

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第21-13号 教育格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求めること  
について

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(教職員の政治活動について)

内田委員 それでは、1点、久しぶりの教育厚生委員会ですので、7月にも参議院の選挙が確実みたいになっておりますが、私は、山梨県教職員組合、それから、その上部組織であります日本教職員組合について、教育長、教育委員長、教育次長のそれぞれの考え方を聞きたいと思っております。まず、せっかくこういう機会ですので、我々は今、自由民主党という政党に所属しておりますけれども、政党という概念、それから、政治団体、それから、教職員組合みたいな団体、この違いというのを一体、教育長あるいは委員長、教育次長はどういう理解をされ

ておるか、まずそれから伺いたいと思います。

佐藤教育次長

ただいまのご質問に的確にはお答えすることはできませんけれども、教育行政につきまして、教育に対する不当な支配というものがどのようなことかということで、ご説明にかえさせていただければと思います。新しい教育基本法の第16条では、教育は不当な支配に服することなく、教育基本法や他の法令に定めるところによって行われなければならない。教育行政とは、国と地方公共団体が役割分担及び相互協力をして、公正、適正に行われなければならないと、このように教育の定めがございます。

ここで不当な支配というものでございますけれども、これは一党、一派に偏した支配であることというように解されていまして、すなわち、国民全体の意志とはかけ離れた支配というものを不当な支配というように言っております。ここで不当な支配を行う者はだれかということについてであります。不当な支配でないものをまずご説明いたしますと、これは法律で認められた立法または行政当局の権限行使、これは不当な支配ではございません。一方、不当な支配、つまり、教育に侵入してはならない現実的な力というものがございまして、それは何かと考えられておりますものを列挙いたしますと、政党、官僚、さらには財閥、組合、こういった、国民全体ではない一部の勢力とされております。

きょう、ここにおります職員も、教育行政の官僚であります。ですので、論理上は私どもも不当な支配を行う側になり得るわけでございますけれども、当然、法律の権限などに基かない思想信条を私どもが教育現場に持ち込むとか、そういったことは許されないわけでありまして。さらには、教育行政を私どもは担う立場でありますので、教育に対する現実的な勢力の侵入というものにしっかりとした態度をとって、教育行政を主体的に、中立に行われなければならない使命だと、このように考えております。お答えが少しそれていたところもございまして。

内田委員

私が聞いたかったのは、いわゆる政党という概念、例えば私は自由民主党という政党に、党費も払って、所属していますから、自由民主党の党员ですよね。党员というのは当然、同じ考えを持った人たちがそのために政権奪取を目指して活動する。これは当たり前のことだと思うんですね。

ところが、私が言っている教職員組合というのは政党ではないという規定を私はしたいんですけども、だとすれば、ある特定の政党あるいは特定の候補者を当選させようという、そういう動きあるいは活動をするということは、本来の組合活動からは反しているんじゃないかということなんです。

そこで、先ほど教育次長が非常に詳しく説明してくれたのでありがたいんですけども、そうすると、今、日本という国は、民主党という政党が中心になって政権を担っているわけですよね。その参議院の中のトップと言われている人が、例えば公の場所で、教育というものに政治的な中立性なんかあるわけがないよと、もし公言をしたとしたら、これは教育基本法の本質だとかそういうものが侵されているとは言えないですか。教育次長でいいですよ。

佐藤教育次長

今のお尋ねについては、政府の質問趣意書に対する政治答弁といたしまして、そのような発言については真意を図りかねるので、公式な見解はないというのが政府の答弁でございますので、私どもも、ご本人の発言の真意は図りかねます。

内田委員

それだと、この地方議会というのは何のためにあるのかってね。今、私が言

っているのは、まさに山梨県出身の、元山梨県教職員組合の執行委員長をされた方ですよ。その方が今は政治家として、衆議院議員、そして、後は参議院議員として、しかも今は民主党の参議院の議員会長ですよ。総理大臣が変わったけれども、そのまま会長を引き継いでいますよね。その方が、新聞報道もされて、一般の国民の人たちも知っている、そういう中で、教育の世界、あるいは教員に、政治的な中立性なんてものはないんだと言っているんですよ。それを政府の見解というのは、まさに民主党を中心とした政府の見解ですよ。そうすると、教育というのは一体、中立ということはないということになるんですか。今の答弁だと私はそういうふうにはしか聞こえないんですけども、政府がこういう答弁をしているから、我々も公式な答弁はできませんということなんですか。

佐藤教育次長 教育行政については、あくまでも中立でなければならないと、このように考えています。以上です。

内田委員 それは法律に規定されているから当たり前のことなんだけれども、今、まさに教育の中立性みたいなものが侵されている、侵されかかっているんじゃないですか。そういうときに、教育長あるいは教育委員長、教育次長としてこの場で発言ができないということ自体が、私は山梨県の教育委員会ってやっぱりおかしいと思うんですよ。それを言っているんですよ。

松土教育長 政治的な中立ということに関してですが、先ほどの一政治家の発言という部分とはまず切り離してお考えいただきたいと思います。教育が、公教育というものが政治的に中立でなければならないというのは、これはいつの時代、どの選挙、どの党派にかかわることではなくて、公教育というのは、子どもたち、あるいは未来に対して責任を負う仕事でありますので、いつの時代にも政治的には中立であるということでございます。私も昨年の4月に就任以来、その姿勢を保ってきております。

先ほどの、ある政治家の発言、これについてということでございますが、人間の発言というのは、一定の前後関係あるいは脈絡を持って形成されているもので理解しますので、その部分がわからない私にとってはコメントできないものでございます。ですから、それは別の問題として、中立でございます。

内田委員 これ、多分、教育長も見ているから、私、一々示さない。これは最近の新聞の記事で、これの表題は、その参議院議員の会長さんが、「山教組決起に期待」と、こういう見出しで出ているんですよ。この内容を読んでも、これは別の政党の山梨県のトップの方が、特に現役の教職員の力が弱いという指摘があるんだと、そのように訴えたら、輿石さんは、山教組にはいろいろな圧力があるとした上で、「でも、必ず立ち上がってくれると思う」と、このように言っているんです。

山教組というのは、さっきから私が言っているように、政治団体でもないわけですよ。何の団体かという、教職員組合というのは、結成した目的というのは、自分たちの経済的な地位の向上だとか、そういうことが目的ですよ。ある1人の政治家あるいは1つの政党を支持するためにつくったものではないですよ。そういう状況が今、実際の問題としては行われているわけですよ。発言としても、だって、そういうことを言っているわけじゃないですか。そうでしょう。これをこの委員会の中で、「いや、それはある1人の政治家の発言の一部として、我々はそれには関知しません」と。これだったら、この議



論はないじゃないですか。教育って、じゃあ、一体何だということですよ。あなた方は教育委員会で何をやるのかということですよ。そうじゃないですか。

それで、資料がたくさんあるので、どれから見せていいかわからないんだけど、山梨県教職員組合という組織のほかに、いわゆる県政連という組織がありますよね。これも当然ご存じだと思う。本来は県政連というのは、多分、教職員のOBの人たちの組織だと思うんだけど、でも、現職も入っています。そういう中で、その大会が開かれた。これ、新聞社にも渡しているから全然オーケーなんだけれども、そこが出したチラシ。山梨県の教職員政治連盟には、年会費というのはたしかないはずなんです。それは規定で、会の運営は寄附金によって行うということが規約の中に出ているんですよ。にもかかわらず、これは去年の10月吉日、10月です。こちらのほうを見ると、多分10月の終わりだと思うんだけど、今度の参議院の選挙でも、とにかく民主党の候補者のために戦っていくんだということが一通り述べられた後、いきなりこのところに県政連の会長名で、会費2,000円を納入しなさいというのが、こういうものがついて入ってきたんです。これをだれがだれに渡したかという、現職の教頭先生なんです。現職の教頭先生がこれを配ったわけですよ。こういうことが実際に行われているんだけど、多分、私がこれを言うと、「いや、それは把握していません」と、こういう答弁だと思うんだけど、こういうものが堂々と回っている。

そうすると、この前の6年前の選挙のときに同じようなことがあったんですよ。あのときは、校長先生が3万だとか、教頭さんが2万だとか、一般の教員が1万だとかとあって、そういうカンパをして、しかも、その使い道の明細がなかった。そうでしょう。だって、処分されたわけでしょう。ところが、今回はそういうことができないから、会費という形だね。会費なんていうのはないのに、しかも、本文の中には、会費については一言も触れられていないですよ。いきなりこういうふうになって、振り込み用紙が入ってきた。こういう状況があるんですよ。

そこで、教育長、これ、調査をしたらどうですか。おそらく教育委員会の中にも、ファクスだとかこういうのが来ているはずですよ。私のところにこれだけの量のもので来ているということは、教育委員会のサイドだって来ていますよ。あるいは、ネットを見ても、いっぱい来ていますよ。確かに、名前は名乗っていないですよ。だけど、これを見ると、おそらく分会会議だとか、あるいはオルグだとか、恫喝だとか、説得だとか、あるいは入会カードだとか、こういう言葉を使っているところを見ると、これ、間違いなく現職の先生ですよ。

それでも調査はしないですか。今まで私は、何回もこの議論をしてきたんだけど、過去の教育長はこういう議論をしてもやらないんですよ。だけど、結局、この前のときは、多分、24人ぐらいが処分されたんですよ。そうじゃないですか。どうですか。これ、いくらでも差上げますよ。

松土教育長

先ほど私が申し上げた、県教育委員会という立場での公教育の中立性と自負しているものは、これは党派とか、あるいは外部団体の活動その他とか、そういった個々の事案というものを超絶した、これは絶対侵すことのあつてはならない事実であるとまず考えますので、そこの点を大前提としてお聞きいただきたいんですが、いろいろな場面でいろいろな情報というのが入ってくると思うわけでございます。これは教育厚生委員会であり、私はどのような立場でどのように発言しても、私の発言は教育長としての公式な発言であるという認識に立ちますと、やはり、今、内田委員が先にご指摘いただいた形になってしまうわけですが、一つ一つの情報の事の真偽に関して確信が、確証がとれない、

そういう時点において、本来、教員のそういった活動について、そのサービスの指導、監督をすべき立場である市町村の教育委員会が認知しないこと、また一切報告しないことにおいて、私が一切飛び越えて、ここでコメントをするということは、これは私たち教育委員会の組織の手續上、私が飛び越えてしまうことになりますので、そういった意味でコメントができないという含みでございます。

そして、何年か前の件ですが、これは法に照らして、明らかに触法行為があったという認知が共通のものになったときに初めて調査は行われるという認識でございます。

内田委員

私、前の、6年前の選挙に関する資料を持っているんだけど、そのときに、文科省から何回か来ましたよね、処分が甘いからやり直せという通知が来たんですよ。そういうものも持っているんだけど、言っていることは同じですよ。今のは何か、私、何代か前の教育長さんの答弁を全く出してやりたいんですけども。

それで、山梨県教職員組合が出している、山梨教育という新聞があります。これは自分のところの組織が出している新聞です。その中に、当然、執行委員長さんのあいさつがあるんですけども、こちらは輿石先生の写真入りの、いろいろ協力してくれてありがとうというやつですよ。この中を見ると、あるんですよ。執行委員長さんがきちっと言っているんです。何を言っているかという、「輿石先生を勝たせなきゃだめだ。我々が一丸となって戦って、勝たせなければならぬ」と執行委員長さんが言っているのに、我々が教育委員会の立場で、こういうことは法に触れていることじゃないですかと言っても、「いや、それは市町村の教育委員会が何か言ってこなきゃ、我々は動けない」。動けないんじゃないんですよ。そういう調査をしたらどうですか。そういうことがあるのかなのかという調査をすべきじゃないですか。それがなかったから、6年前があったんじゃないですか。そうじゃないですか。

同じことを言っていたんじゃない、6年前の教訓みたいなものが全くないじゃないですか。そう思いませんか。これは教育次長が先ほど言われましたよね。要するに、不当な圧力だとか、自分たちも不当な圧力を加える側に立つ可能性がある。全くそのとおりだと思うんですよ。つまり、教育というものが、あなた方の不当な圧力によって壊れるかもしれないんですよ。だって、そうでしょう。先ほどそう言いましたよ。我々も教育官僚だと。そういう立場に立つ可能性も持っている。全くそのとおりですよ。つまり、不作為というのも圧力になるんですよ。プレッシャーになるんですよ。不当な圧力にはなると思う。何かをすることだけじゃないですよ。しないということも、教育にとっての圧力になるんですよ。それを言っているんですよ。行動を起こしたらどうですか。

もう1つ示しましょうか。資料はまだいくらでもあるんですよ。これは今年の1月7日の第22回参議院議員選挙にかかわる書記長談話です。今度は書記長さんです。この人が談話として発表したものですよ。この中を見ると、「我々は何としても参議院議員選挙の勝利に向けて戦い抜くことを正式に組織決定した」とあるんですよ。組織決定です。組織決定ということは山教組ということですよ。つまり、山教組は一体となって、輿石候補のために戦おうということ宣言しているんですよ。最後のところ、「輿石先生には教育現場の人たちがいろいろなことでお世話になってきた。だから、今度は私たち組合員一人一人が輿石先生の思いを重く受けとめ、当選に向けて最大限の努力をしていかなければならない。山教組は本日より組織の総力を挙げ、輿石先生の当選に向けて全力で取り組んでいく」と、こういうことまで言っているのね。これを「私

は知りません。直接聞いたわけではありません」と、そういうことなんですか。

松土教育長

私どもの立場というのは、県の教育委員会でございます。それは外部の組織もしくは団体のほうでどのような活動の方針決定をしたか、あるいは、その中の執行の役員がどのような表明をしたかという部分と、私どもの見解とは、どうしてもそれは申し上げることができぬことはまずぜひご承知をいただきたいと。

また、何もしないことというご指摘がございましたけれども、実は4月15日の時点で、選挙が近づく中で、これをしてはならない、あれをしてはならないと細かい項目まで入れた通知を出しております。また、6月1日においては、山梨県のすべての小・中・高、特別支援学校の校長たちを集め、また、6月8日には全教頭たちを集め、強く指導しております。それは選挙イヤーであるということで、いつもよりかはアクセルを踏み込んだ指導をしているわけです。

本来、教育の中立というものは、世間がヒートアップしているときには、たくさん通知を乱発する、あるいは、世間がそうでないからといって、通知等をおろそかにする、指導をおろそかにするというトーンをつけるようなことがあってはならないと思います。ということで、私どもは、不当なことが起きないように、県の教育委員会としてベストを尽くして、今日に至っているものでございます。

また、調査という話もあるわけですが、今、私どもは全く中立の立場で、教育委員会が何らかのアクションを起こすということは、この時期において、教育の中立性というものにどのような影響が出るのか確信が持てないというようなことがございます。以上でございます。

内田委員

私は非常に不思議、別な世界へ今、来たような感じにいるんだけど、そうすると、山梨県の教育委員会というのは、教職員組合が何かやっても、それに対して規制をしたり、アクションを起こしたりすることはできないということなんですか。教育委員会って何をするとところなんですか。市町村の教育委員会に何か指導するんですか。あるいは、校長先生のところに何かおふれを出すということなんですか。現場に行って何かをするということもない？ じゃ、大会なんかは何で来賓として送り込むんですか。あれ、何しに行くんですか。行ったんじゃないんですか、だれか。あれ、何しに行ったんですか。

佐藤教育次長

教員にも政治活動の自由が保障されておりますが、一方で、教育公務員という立場もありますので、これは地方公務員に対しては地方公務員法、教員に対しては教育公務員特例法によりまして、国家公務員並みの制限がかけられているわけでございます。禁止されている政治的行為が行われているだろう蓋然性があるものについては、私どももきちんと調査をし、注意を与えてということは当然でございますが、そのように蓋然性がまだ確認できない場合については、私どもから積極的な取り組みをすることは今のところ、考えておりません。

内田委員

これは私の記憶だと3年半前の知事選のときだと思っただけども、現職の先生が個別訪問をやっているという情報が入ってきて、我々は撮影をしに行ったんですよ。それで現場を写真に撮ったんですけど、我々のほうにも良心があったから、そのまま直接出さず、ちょっとぼやかして出したんですよ。そうしたら、やっとブレーキがかかったんですよ。ということは、そういうものでもなければ、教育委員会って動かないということですか。例えばこれは警察の関係で、警察というのは現行犯でなければ逮捕できないというか、あるいは証拠が

なければ動かないとかという、そういう同じような状況ということ。私にはそういうように思えるんだけど。

さっき、教育公務員ってまさに言われましたよね。公務員というのは、すべての、全体の奉仕者だとよく言いますよね。まさにそうだと思うわけね。全体の奉仕者。今のことでいったら、法に触れるではないかということが行われていても、でも、その蓋然性が高くなければ動かないと、そういうことですよ。蓋然性が高くなきゃ動けないんだと言うんだっただらば、教育の世界というのは何でも行われてしまうということにならないですか。だって、1人の政治家が、しかも一番有力な政治家がある場所で言った言葉も、それは前後関係がわからん、私は直接聞いたわけじゃない、新聞報道で知っただけだと。

それならば、教育長が本人にお会いして、確認したらいいじゃないですか。山梨県の出身の政治家じゃないですか。この教育界から出ていった人じゃないですか。だって、組織内候補だと言っているじゃないですか。本人たちは、組織内候補だと言っていますよ。組織というのは山梨県教職員組合ですよ。その組織の中の候補だと言っている方なんですよ。前にも、私、これ、言ったはずですよ。直接確認したらどうですかと。前後関係を確かめたらいいじゃないですか。それすらやらないんですか。一般の県民から見たら、山梨県の教育委員会って、心もとないなと。こんなことで、子供の教育って大丈夫かなと思いますよ。そうじゃないですか。いつになったら動くの。何があったら動くんですか。

松土教育長

先ほどの前後関係のことについては、前の委員会から答弁させていただいたとおりでございますので、どのような脈絡の中で形成されたかということについては言及しないことといたします。

まず、私たちが動くというときには、やっぱり触法行為があるという確証がある場合、一番適正なる時点で動くということが要求されておまして、今は選挙前の大変デリケートな時期であるということが一つございます。

また、もう一つは、先ほどご指摘いただきました、職員の団体が公の選挙の告示する前に、ある特定の政党もしくは候補者を応援しようという意思決定するということはどの法に触れるのかという部分において、その部分において調査という段階には及ばないと判断しております。

内田委員

そうすると、私はさっきから、教育の政治的な中立性と何回か言ったんだけど、教育の政治的中立性なんて、だって、保たれないじゃないですか、それだったら。そんなもの、言葉だけであって。そうじゃないですか。要らないじゃないですか。

だって、すごく不思議なのは、山梨県の教職員組合というのは、組織率が94%とか95%だと。ということは、考えてみれば、先生たちの中には、公明党の支持者もいるし、そうですね、共産党の支持者もいるし、自民党の支持者もいるし、どこの政党も支持しないという人たちもいるはずですよ。だけど、組織決定として、しかも、多分、会費というのは、教職員組合というのは会費というのは納めているわけですよ。月々、かなり大きい金額を出しているはずですよ。そういうものが何に使われるかといったら、組織で使われるわけでしょう。おかしいじゃないですか、そう思いませんか。

そして、これは一般的に言われているのは、何で山梨県の教職員組合の組織率が高いかというのと、それは山教組の支配が暗然としてあるからだと言われてるんですね。ほかのところはせいぜい30%とか40%だと。だけど、山梨だけは例外だと。なぜかというのと、先生たちに暗黙のプレッシャーがかかって

いる。要するに、組合に入らなければ、将来、教頭先生や校長先生にもなれないと、そういうことも言われている。そういう中で今があるんじゃないんですか。そこで、この議論を長くやっても、多分、今の答弁だと、先へ進む気配がない。教育長はそういうことで、動かないということだからね。動かざることも山のごとしだね。

それで、これは多分、前の委員会で別の議員さんがやったと思うんだけど、教育長の名前で、各市町村の教育委員会あてに、昇給の基準みたいな書類が送られましたよね。これは教育長が送ったんだから、間違いはない。そして、それを見ると、昇給というんだから、給料を上げていく基準ということです。Sから、Sというのは多分、スーパーというのかな、Eランクまであるんですね。これがずっとあって、昇給できるのは、多分、これだとCぐらいまでじゃないのかな。DとかEは、これでいくと、多分、昇給しちゃうだめということだと思うんですよ。そうですね。ここを見ると、DのところあるいはEのところを見ると、訓告とか、あるいは停職、減給、戒告、そういうことを受けた職員ですよ。

ところが、6年前の例の選挙によって、あの当時、現役の山教組の、たしか、財務部長さんだったと思います。財務部長さんだった人が、去年の4月の人事異動の時期に教頭先生になられた。それも1回目の試験でパスをした。多分、管理職になるにはある一定の年齢があって、その年齢に達して初めて受けた試験でパスをした。そして、その2年ぐらい前に、その当時の執行委員長さんも教頭にたしか昇格していたはずですよ。19年と21年だから、間違いはないと思いますね。そういう状況がありましたよね。

そうしたら、前年度の委員会のやりとりの中で、刑事罰を受けたなんていうのはスピード違反をしたようなものだと。だから、それはもう済んでいますと。だからいいじゃないですかと、そういう答弁があった。これは私が議事録か何かで見ているから、間違いはないと思うんだけど。こういうことまでされていても、これ、さっき私が言った不作為のプレッシャーじゃないんですか。そうじゃないですか。だって、まさにしないということですよ。押さえない。プレッシャーじゃないですか。その答弁した人でも、だれでもいいから答えて。どうしてスピード違反と同じなのかも言ってくださいよ。ちゃんと説明しなきゃだめだよ。議事録を持ってこようか。

佐藤教育次長 教員の管理職の登用に当たりましては、まずは市教委の推薦、さらには、本人の能力を確かめるために、筆答の問題、また、複数の面接官による面接、こうしたことを総合的に勘案して、管理職として適する者を登用していくというわけでございます。

前回、私からも答弁をさせていただきましたけれども、その際には、賞も罰も含め、総合的にこれは判断して、その人物が今後、管理職として務めていくにふさわしいかどうか、その能力が十分備わっているかどうか、そうしたことを勘案した上で、最終的に登用するといった次第でございます。

内田委員 今回の、2つの点でちょっとおかしいと思うんだけど、まずは、賞も罰も総合的に勘案してと言ったけれども、この前の答弁では、賞だとか罰というのは資料のところには出ていないという話じゃなかったですか。今度は勘案するんですか。前の会議録を持ってこようか。賞罰歴は書いていないという話じゃないですか。

佐藤教育次長 面接の時点の資料におきましては、面接官は本人の人物をきちんと見るため

に、そこには、賞とか罰であるとか、そういった情報をあらかじめ先入観として与えないようにしております。そのことで、面接資料には賞や罰は記載されていないと、このように説明させていただいたものです。

一方、教育委員会の最終的な意思決定に至る間におきましては、当然、私も、人事の記録として各教員の賞罰については把握しているわけですから、その点も含めて、総合的に勘案している次第でございます。

内田委員

これは先ほど、多分、管理職の登用というのは前段階があって、学校の校長先生の推薦みたいなものが要るはずですよ。だから、本来は推薦をする段階でふるいにかねないといけないのが、そこから上がってくるということ自体が私は非常におかしいことだと思うんですよ。

これは昇給だから、給料を上げるということですよ。そうですね、昇給ということは。ところが、さっき私が言っているのは、昇進ですよ。ランクが上がっていく、地位が上がっていくということですね。管理職に登用する。私は、そういう処分を受けた人も給料は上げてやってもいいと思うんだよね。これはなぜか。生活していくんだから、給料は上げてやってもいいけれども、少なくとも管理職に登用していくのはいかなものかって、これ、普通の考えじゃないですか。これ、こちらが行っていて、いや、これは給料のことだと。管理職の登用は別ですよ。私はそうじゃないと思う。管理職にはなれないにしても、給料は保障してやっていくというのが、これが普通の考えじゃないかなと思うんだけど、どうもこの逆のことを行っているような感じがするんだけど、これもこの世界っておもしろい世界だと思ってしまうんですよ。そうじゃないですか。

松土教育長

先ほどの佐藤教育次長と重複する部分があるかと思いますが、私、12月の議会において答弁した本人でございますので、そのときに、面接試験検査において、またその後において、総合的にといったものの中にはすべてを含むということでございまして、そのすべてを総合的という部分は、子どもに対する指導力、また、管理職としての求心力を持ったリーダーシップ、そういったものが総合的に勘案されてということで、私も実は去年、そのご質問を受けている中で、前年度のことでもございましたので、繰り返し、その旨は確認いたしまして、そのような答弁をした次第でございます。

それから、今、委員にご指摘いただいたことは、やはり教職員の中に疑わしいような声があってはならない、また、それがいろいろな影響があってはならない、または教員として立場と、中にいろいろな警鐘を鳴らしていただいたということと理解しております。

ただ、こんな機会でございますので、私もぜひ委員の先生方にお話ししたいことが1つだけございます。それは、私が去年の4月1日にこの職に就任して以来、きょうに至るまで、採用試験あるいは昇任、そういったことに対して、どのサイドからも何の口きき、あるいは何らかの圧力を私は一度も受けていないということをここではっきり申しておきたいということで、そのような誤解があってはいけないので、そのことだけ申し述べさせていただきます。

内田委員

もう一つ、これ、私が非常に気になっていた部分で、これ、多分、教育長たちはこういうのもわかっていると思うんだけど、これは上の組織で日本教職員組合だと思うんだけど、そこは多分、年間の予算みたいなものを組むと思うんですよ。全国だから、ものすごい金額に。私の記憶だと、ストライキなんというのがあったころは、年間の予算というのは多分、何百億ですよ。

そして、その中に、一般の組合員さんは多分知らないんだけど、救援規程というのがあって、大体、年間のトータルの予算の80%以上を救援規程の金額が占めているんですね。例えば年間の予算が250億だったとすると、230億ぐらいはその予算なんですね。

それで何に使うかという、よくストライキなんかをして、処分された、あるいは首になった、そういう人たちを救済するためのお金だと思うんだけど、それは信じられないぐらいの手厚い処遇がされる。例えば、首を切られたときのもらっている給料が25万だったとしましょう。そうすると、そのときに30歳だとして、30歳のとき、25万もらっていた先生が、12年後にもらう給料を予測するわけです。どうやっていくかという、毎年毎年、7%ずつ上げていくんですよ。そうすると、25万がどのぐらいになるかという、56万以上になるんですよ。その56万という金額が、一時金というか、首切られたときの、退職したときの手当になるんですよ。すごい金額になるのね。それから、さらにそのほかに、要するに、処分を受けてしまったから、今度は年金が出ないわけですね。年金にかわるものも、私の記憶だと、たしか、20年近く出るはずですよ。55歳から73歳ぐらいまでの間は。その基準になるのも、56万という金額なんですよ。

これは私がその当時のものを今、調べてみると、逮捕されたりとか、あるいは、いろいろなことがあるんだけど、裁判の費用は一切自分たちで持つとか、そういうことから始まって、とにかくこれを私が見たときに、どちらも「組」とつくんだけど、教職員組合も組合だから、「組」ですよ、何か暴力団のあれと同じだなど。行って、出てくると処遇が厚くなるって、全く同じだなどいうね。これ、そうですよ、見てみると。家宅捜索だとか、逮捕状だとかを出された場合だとか、そういうことから始まって、すべてが規定されているんですよ。

だから、そういう中で今が多分あるんだと思うんだけど、それにしても、この当時は多分、政党でいうと、私は社会党だと思うんだけど、社会党が支持されていた時代だと思うので、これが今、民主党に変わっただけだと思うんだね。そして、ストライキがなくなったって、このところがすごい違いだと思うんだけど、それにしても、こういう状況の中で先生たちだけの組織というのは異様な状態で、一般の社会だったら、多分あり得ないですよ。だって、刑法に触れた人の生活を見てやろうなんていう組織はどこにもありませんよ。ところが、それが許されてここまで来たんですよ。

私は何でこんなことを言うかという、労働組合だとかそういうのもそうですよ。ヨーロッパとかアメリカから来たものですよ。そうすると、じゃあ、アメリカの教職員の組合はどうなっているかって、多分、教育長は知っているはずだと思うんだけど、こういう状況はないんですよ。要するに、1人の政治家、1人の候補者、1つの政党を支持するということは絶対あり得ない。だから、規定があって、タッチしないんですよ。政治活動には一切タッチしないわけですよ、組合自体は。そういうものでも決めていくしか、私はないと思うんだよね。これは政権が変わるかどうかなんていうことは別にして、日本の教育の将来を考えたときに、絶対私はこれはやるべきだと思うんだよね。そういう意味では、ヨーロッパやアメリカのほうが私は絶対すぐれていると思うんだよね。日本の教育界というのはやっぱりおかしいですよ。

このところを変えていく以外には私はないと思うんだけど、今、やっている議論が非常にむなしくてしょうがないんだけど、教育長のほうからそういう答弁がないから、「私たちは動きません」という形だからあれなんだけれども、とにかく私の願いとしては、我々だって、自由民主党で押しつけるわけ

でも何でもありませんよ。そうじゃなくて、子どもたちの教育というのが、ほんとうの意味で、日本の将来を担っていくような子どもたちを育てることに先生たちが専念してほしい。選挙なんかからは解放してほしいんですよ。ほんとうは、特に若い先生たちはみんな、選挙の時期が嫌だと思っていると思うんですよ。

そして、もう一つ、これだけは教育委員長にもぜひわかってもらいたいたいんだけど、現場で苦勞している先生はいっぱいいるんですよ。教育、子どもを教えるということで苦勞している先生は、私が知っている限りでもいっぱいいる。そういう人たちが管理職に上られるようなシステムを絶対つくっていくべきだと思う。組合活動に専念した人じゃなくて、やっぱり教育現場で汗をかいて、子どものために苦勞してきた先生たちを上へ上げてほしいんですよ。ということです。

議論があっち行ったり、こっち行ったりしたりなんだけれども、とにかく以上を述べて、私からは終わりたいと思いますけれども、ぜひいろいろな情報が入ってきたら、それを、そういうことはだめだなんていうことで動いてもらいたいということです。以上です。

#### 仁ノ平委員

山教組問題も、私、意見としては持っています。本会議、そして、たった今、自民系会派の委員さんから山教組問題での質問があったのですが、一部重なるかもしれないし、違ったスタンスかもしれませんが、ちょっと触れておきたいと思います。

山教組の問題は長い歴史があるんですよ。今に始まったことではなくて、今回の選挙だけが問題なのではなく、6年前だけが問題なのではなく、長い、本県の教育界の歴史を彩るといえるか、つくってきた、問題があると言えば問題を抱えて、ほんとうに長い歴史あつての今日だと思っています。今、内田委員さんからは、後半はちょっと違いましたけれども、主に7月の選挙の投票を想定されての質問だったかと思うんですが、私はこれは選挙だけの問題だと思っていなくて、いつも胸につかえていることの1つです。

というのは、私は望むべき人間像というか、それはイコール望むべき教員像であるんですが、今、内田委員の発言を聞きながら、3つ考えていました。1つは、客観性を持つ力です。相対化する力。もう1つは、自立です。自立と共生と言ったらいいのかな。そういうときの自立です。もう1つは、自由な心、自由な行動。その3つが近代人として大事なことではないかなと思ったわけです。

最初に戻ると、相対化する力、客観性を持つ力で望むことは、何が今、教員の政治活動として問題となっているかを個々の先生たちが知るということです。教育次長がお話いただいた、教育法制上の問題、そして、自民党系の委員さんがおっしゃる、自分たちのしていることの何が問題かをしっかり把握する力です。それを望んでいます。

2番目の自立というのは、先生たちから時々、私にもメールが来ます。「助けてください」というメールが来ます。「選挙で大変です。こういうことをしなくていいように、よろしくお願いします」と先生からメールが来ます。共感、同情しながらも、自分で何とかしなさいよと思います。嫌なら嫌と言いなさい。嫌ならやらなければいいと思います。そうした意味での自立です。昨日、子宮頸がんを打つか打たないか、自立した判断ができる女子生徒を育ててほしいと申し上げましたが、先生が自立していなければ、自立した子どもは育ちません。そうした意味で、嫌だったら、組織の中でノーと言う力を先生たちは持つべきです。



3番目の自由な行動、心というのは、私は、先生たちはこういうことをしているだろうかとも思います。いろいろな選挙があります。その選挙のたびに、すべての候補者のことを調べ、自分はだれを支持しようか考えているかということです。そういう作業を先生たちはしているかということです。皆さん、大学を出ていらっしゃると思います。学歴の平均は一般の方たちより高いです。組織が決めた人を素直に応援するのではなく、嫌々だから応援するのではなく、そういう自由な心、自由な行動こそが教員にふさわしいものだと私は思います。

残念ながら、その3つがとても私には欠けているように思うのです。本県の先生たちに、残念ながら、その辺が欠けていると、ちょっと僭越な言い方ですが、いつも感じています。森屋議員が本会議でこのことに触れたとき、あるやじが飛びました。「放課後は自由だ。1人の人間として何をやっても構わない」。あっ、構わないなんて言わない。私はそれを思ったとき、放課後も先生は先生だと思いました。生徒や親や地域の方にとっては、放課後も先生なんです。もちろん政治的活動の権利は保障されなければいけないけれども、子どもたちにとっては、放課後も先生なんです。そのことを重々踏まえてほしいと、そのやじには思いました。

ちょっとここまでで切りますが、客観性を持つ力、先生たちは何が問題なのかわかっているのか、なぜこんな大きな問題に選挙のたびにになるのか、嫌なことを嫌と言う力はあるのか、自由な心で選挙のたびに判断をしているのか。ちょっと話をここで切ります。教育長、どうでしょう。

松土教育長

今、委員のほうからお話ししていただきましたことは、ほんとうにありがとうございます。教職員にかかわらず、この部屋で申すならば、教職員以外にも、行政職の職員、また壁のほうにおられるメディアの方々、また、先生方、すべてにとって共通して、大事なところをご指摘いただいたと思います。ただ、衣食住から投票にかかわるまで、組織決定というものと個人決定というものは、子どもではありませんので、みんな、それぞれの政治観と人生観、または宗教観、そういったものを駆使して、最終的な行動を決定しているはずでございます。

また、放課後ということにつきまして、委員からご指摘いただいたのは、授業して教壇にいるときと、また、放課後、もう少し自由な立場のときに立った者の、そこにおける1人の個人としての統率性の問題だと思うんですが、まことに、現場の小・中・高、学年が上がれば上がるほど、教職員の放課後はさらに仕事に追われ、子どものために、子どもの将来のためにということで時間を大にとられております。ご指摘いただくような、放課後のことは、子どもたちのために思って、教員になりたいと思って、教職についた者が、放課後というのはどんなふうに通じているのかということ、ぜひほんとうにいろいろな形でご支援いただいて、将来の子どもたちの実りにつながるような教育活動ができますように、私どもも教育委員会という立場で一生懸命していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

仁ノ平委員

ちょっと話を変えますが、私は逆に、先生たちはもっともっと政治的であっていいと、ちょっと変な言い方ですが、思うときがあります。それはどういうことかということ、先ほどちょっと言ったんですけども、全部の候補者を調べて、ちゃんと勉強して、自分の投票行動を決めてほしいと。そうした意味で、そういう自由や権利は保障されているのですから、ある意味ではすごく逆に政治的じゃないんじゃないかなと思っている。そういう勉強をしていない。もっともっと近代人の市民的権利として、ちゃんと政治に向かい合うべきだと逆に

思います。

というのは、私も候補者になるときのことがあります。3回経験しています。大前提として言っておきますが、先生たちは大方の方はほんとうにいい方で、皆さん、まじめで、一生懸命教育活動をやっていて、信頼申し上げていることは先に申しておきます。ただ、教員団体となったときにどうかなと思うので、話をしているんです。高校の先生と小中の先生って、候補者の私を見る目が全然違うの。高校の先生たちは真っさらな目で見てくれます。小中の先生は、「ちょっと待って、ちょっと待って。この選挙に組織内候補出していないかしら」と、そこから始まる。候補者の私に曇りのない目で向かい合ってくれない。すごく残念。それはある意味で政治的だと言っているのはそういうことです。一人一人の候補者にきちんと向かい合ってほしいんです。先に決まっているのはおかしい。

もう一つ言います。私の経験です。小学校6年のときに、私には3年生の妹がいます。小学校3年の妹のところに、担任の先生から、選挙のたびに本が贈られてきました。ここで言うのが適切かどうかはわかりません。6年生の私は、6年生になるとわかるんですね、そのとき、すべてがわかりました。そして、傷つきました。先生というのは、さっき、放課後も先生だと言ったんですけども、親や子にとっては一種の権力でもあります。そういう物が贈られてきて、投票依頼をされる。6年生の私は、そういうことをする先生というものを、妹の担任の先生を信用できなくなりました。そして、傷つきました。そういうことを先生たちがしていると言いたいんじゃないじゃなくて、本県の先生が、個人として、政治活動はいいんだけど、子どもや親への働きかけというのは、現にそのように、もっと慎重であるべきだということを言いたいんです。6年生の私は傷つきました。そして、それは権力だからであります、先生は。現に気をつけなければいけない。いかがでしょう。

佐藤教育次長

教育基本法との関連でお答えさせていただきたいと思います。教育基本法にも、良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上、これを尊重しなければならないとあります。また一方で、公立の学校ですけれども、学校は特定の政党を支持したり、これに反対するための政治というのは行ってはならないと。それから、また同じく、教育基本法の中には、子どもの影響力が強い教員がその地位を利用して、純粋な子どもに対して、特定のイデオロギーというようなことは許されていない。このように教育の基本原則であります教育基本法でもこういった理念に基づいておりますので、委員ご指摘の、教員に政治的な教養をさらに高めるといったことが必要だと思います。

仁ノ平委員

最後にします。これを言っていていいかわからないんですが、6年前の委員会でこのことが問題になったとき、私も教育厚生委員会だったのかな、同じような趣旨の発言を実はしました。そうしたら、翌日、新聞報道されて、山教組の偉い方が私のところへ飛んできて、私はこっぴどくしられました、「何ちゅうことを言うんだ」と。今と同趣旨のことで、私は先生たちのことを思って言いました。「何であなたに怒られるのかわからない」と言いましたら、さっき内田委員がおっしゃった、組のような怖さを感じたのも事実であります。

最後になりますが、逆説的ではありますが、先生たちにはほんとうの意味で政治を勉強し、それは必要な素養であるし、教育基本法の中にも、必要な政治的教育は保障されなければいけないと。アメリカの学校では、高校生で、選挙のたびに、クラスの中で、どちらの政党を支持するかでディベートが行われ、20歳になったときに、18だったかな、投票できるように、ある意味で健全

なる政治教育は必要だと私は思っているんです。そういう点、日本でそういうことが、選挙の前の模擬投票するなどという教育実践がないように、望むべき政治教育がないことを逆に私は残念に思っています。それでいて、子供が20歳になってすぐ投票しろといったって無理なんじゃないかと思っていますので、健全なる政治教育はあるべきだと思っています。

そうした意味で、先生たちにもっと曇りない目で政治を見つめ、候補者を見つめ、もっともっとほんとうの意味で政治的になってほしいと願っています。最後に答弁を求めて、終わります。

松土教育長

ありがとうございました。私も教員でございますので、ほんとうにお話ししたいことがたくさんあるわけですが、一個人としてお話の機会があればとまた思うわけではあるわけですが、これは私ども、教育行政の場におりますので、やっぱり最後のよりどころというのは、制度及び法令、この遵守というところであります。先ほどからご指摘いただいていることについて、私ども、教職員が法を遵守するよう、引き続き、努力してまいりたいと思います。また、前回の委員の今のエピソードの中にありますように、きっと今回と同じように、いろいろな示唆に富んだお話をされたと思いますが、そのどこを切り取られたかによってそのような結果になったかもしれませんので、また、全体の脈絡の中でいろいろとらえていただきたいと思います。ありがとうございました。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・常任委員会活動充実の取り組みとして、平成22年7月28日（水）午後1時30分から第4委員会室で地域医療再生計画と自殺対策について執行部から事情聴取することが伝えられた。
- ・5月18日に実施した県内調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 山下 政樹